

船内で調理を行う船員の教育について

条約上、船内で調理を行う全ての者に対し、調理・衛生管理・食糧の貯蔵・取扱等に関する基本的な教育を行うことが求められていることから、船舶所有者は、船内で調理を行う者（雇入職名は問わない。臨時で行う場合を除く。）に、必要な教育を行うこととする。

○ 対象

沿海区域以遠を航行する船舶

沿海区域以遠を航行する一定の漁船（※）

のうち、船内で「調理」を行う船舶に乗り組む

- ・ 調理を行う者
- ・ 18歳以上（ただし、漁船には年齢制限をかけない。）

（※）漁船の範囲は、平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号）別表の海面において従業する漁船を除く漁船とする。

教育対象



司厨部で調理を行う者
（船舶料理士以外）



司厨部以外でも
船内で調理を行う者

教育対象外



船舶料理士



司厨部員



調理しない者

（ボーイ等調理を
しない者）

※ 持ち回りで調理を行う船舶の場合も、調理を行う者全てに教育が必要（全員で持ち回りしている場合は、全員教育が必要となる）。

○ 内容

（1）指定テキストを使用した社内教育

国が指定するテキスト（※）を使用して、社内で教育を行う。

- 教育する場所や時間数に指定はない。
- 有効期間はない。
- 社内教育を行った場合、いつでもテキストを参照できるように、テキストを船内に備え付けることが必要。

（※）船員災害防止協会が販売するもの。

（2）一定の資格受有者・外部機関での講習修了者

下記①・②の者は、今回の教育を修了しているものとして取り扱い、今回の教育を行う必要はない。ただし、国への申請・証明書の交付は必要。

①資格受有者等

イ. 船舶料理士試験合格者

ロ. 調理師・栄養士

ハ. 海員学校の司ちゅう・事務科卒業者

ニ. 海保の主計コース卒業者

②外部機関での講習修了者

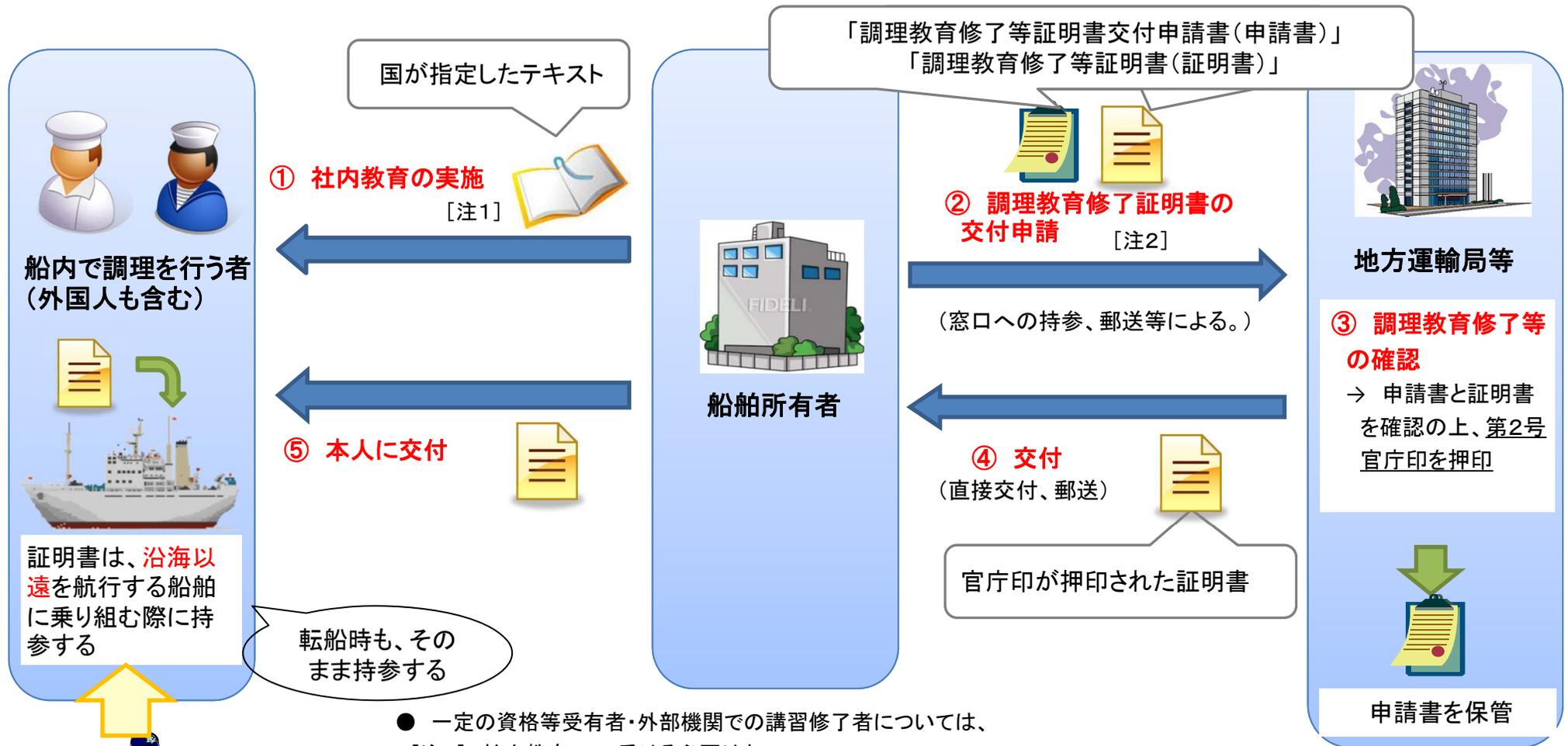
（教育の内容を確認の上、通達で具体的な講習を定める。）

海技教育機構等で行っている司厨部員調理実習修了者等

※検便については、義務化は予定していないが、衛生面を考慮し可能な限り受検していることが望ましい。

調理教育修了等証明書の交付について

- 【1】船舶所有者は、船内で調理を行う全ての者に対し、国が指定したテキストを使用して社内教育を実施
- 【2】船舶所有者は、必要事項を記入した証明書と申請書を地方運輸局等に提出
- 【3】地方運輸局等は、提出された申請書類を確認後、官庁印を押印した証明書を交付
- 【4】船舶所有者は、証明書を各船員に交付



- 一定の資格等受有者・外部機関での講習修了者については、
 [注1] 社内教育 → 受ける必要はない。
 [注2] 運輸局等への申請 → 受有資格、修了した講習等の名称等を記載する。
- テキストによる社内教育を実施した場合、テキストをいつでも参照できるように船内に備え付けておくことが必要。



運航労務監査